

○ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路等について

耐震改修促進計画「第5住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」
「7地震時の総合的な安全対策に関する事項」に記載する、別に定める災害時の重要な避難路等については、以下に掲げるものとする。

1 緊急輸送道路

地震等災害発生後に、救助活動の円滑な実施や物資輸送の確保を行ううえで重要な道路

2 避難路

- (1) 県内市町の地域防災計画において指定されている避難路
- (2) 住宅や事業所から指定緊急避難場所^{※1}又は指定避難所等^{※2}へと至る道
- (3) 自治会等で独自に指定する一時的な避難場所への避難経路

3 通学路

各学校が、幼児や児童等が通園又は通学の際の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路

4 大規模な災害が発生した場合において、その利用を確保することが重要な施設の沿道

- (1) 県内の防災拠点となる施設の敷地の沿道
庁舎、警察署、病院など、大地震時等に防災拠点等となる施設の敷地の沿道
- (2) 指定避難所の敷地の沿道
指定避難所の敷地の沿道

※1：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に規定する市町長が指定する指定避難所をいう。

※2：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に規定する市町長が指定する指定避難所をいう。